

商工会だより

23 号
29 年 1 月

■ホームページ
<http://fukuyamakita.jp/>
■facebook
<https://www.facebook.com/fukuyamakita>
■E-mail
fukuyamakita@hint.or.jp



■発行 福山北商工会

本所 TEL 976-3111 / FAX 976-3211

支所 TEL 972-3008 / FAX 972-4270

■発行日 平成 29 年 1 月

平成 29 年（2017 年）年頭のご挨拶

2017 年の新春を迎え謹んで新年のお慶びを申し上げます。

会員の皆様におかれましても、新年を迎えられ益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、2016 年は、英国の EU 離脱、アメリカの大統領選挙等に見られるように、これまで続いていた世界を取り巻く政治経済情勢の変化を予感させる年となり、2017 年における世界の政治経済は不透明感に包まれており、今後の各国の動向が注目されます。

このような中、国内景気は、しばらく続いた円高基調により弱含みとなっていました。政府の経済対策の実施や、雇用所得環境の改善等の下支えもあり、大企業を中心に企業収益も改善が見られ、景気は緩やかに持ち直しを見せています。

当商工会地域小規模・中小企業者においては、原材料高や人手不足のコスト上昇等により利益確保が難しく、業種・規模の格差はあるものの総じて厳しい経営状況が続いています。

こうした中、福山北商工会では、商工会地域事業者の持続的発展と地域経済の活性化を目的に「会員サービス向上対策の推進」等の 6 項目の重点事業を掲げ、事業を推進してまいりました。

特に部会活動の実施による部会内研修と人的交流の促進、そして事業者の経営力向上のための取組として、労働・金融相談事業をはじめとした経営改善事業の推進、中でも、国・県からの事業者向け補助事業の申請・報告書作成においては申請者への伴走型支援により成果を上げてまいりました。

また、商工会内に福山北商工会活性化委員会を組織し、福山北産業団地Ⅱ期造成事業に関する提言も行う等、福山市北部の産業振興と地域の環境整備に取り組んでいます。

新しい年を迎え地域を取り巻く経済環境は未だ厳しいものがありますが、福山北商工会では昨年の実績を踏まえながら、行政並びに関係団体と連携して、域内事業者の皆様の事業継続及び発展のために努力を続けてまいります。

最後になりますが、本年も一層のご支援をお願い致しますと共に、皆様方におかれましては素晴らしい一年でありますよう心よりお祈り申し上げて年頭のご挨拶とさせていただきます。



2017 年（平成 29 年）1 月 1 日

福山北商工会 会長 二畠 直敏

「第8回会長杯ゴルフ大会」開催

秋空の下、第8回会長杯ゴルフ大会が、11月6日（日）新市クラシックゴルフクラブにおいて、17組63名の参加を頂き盛大に開催されました。

(有)三光建設代表取締役の岡田浩一さんが、見事優勝の栄冠を手になされ、二畠会長から優勝カップと商品が授与されました。

又、(有)関藤工業所代表取締役であり、当商工会副会長の関藤寛さんがOUT38・IN38の合計76でプレーされ、見事ベスグロの栄誉に輝かれました。

尚、優勝から第5位までの成績は、以下の通りです。

(敬称略)



【優勝者：岡田 浩一 様】

順位	参加者名	事業所名	OUT	IN	GROSS	HDCP
優勝	岡田浩一	(有)三光建設	40	46	86	14.4
2位	岡田啓介	(有)ダイユウ	42	42	84	12.0
3位	相方裕二	(有)読売新聞駅家アイシー	45	37	82	9.6
4位	田和伸朗	田和被服(株)	42	46	88	15.6
5位	松山清人	(株)山森	45	41	86	13.2

建設業部会視察研修

建設業部会では、本年度の視察研修事業として熊本での震災ボランティアを計画し、準備を進めてまいりましたが、ボランティア活動のできる日時と場所が不定期となるためボランティア活動は断念し、日本古来の建築技術に触れる視察研修を企画致しましたところ、22名の参加を頂き、11月4日（金）～5日（土）の2日間、国の伝統的建造物保存地区に指定されている京都府美山町の「かやぶきの里」や丹波篠山の大書院、京都嵐山の各寺院を視察致しました。

当事業において、建設業者として伝統的かやぶき技法や寺院建築技術に触れることができたことと、女性8名を含め建設業部会以外からも多数の参加を頂き、日頃交流の無い会員同士の親睦も図ることができ、大変有意義な視察研修となりました。



商業・サービス業部会視察研修

10月29日（土）、参加者20名（事務局含む）で広島サンプラザホールにて開催された秋巡業大相撲島場所を観戦しました。

横綱・大関をはじめ総勢約260名が登場し、普段みることのできない迫力ある取組を間近で観戦することができ、参加者にとって貴重な時間を共有することができました。



青年部活動

地域清掃活動

【地域交流委員会】

10月23日（日）、地域貢献活動として福山市全市一斉清掃へ参加いたしました。

北部市民センター周辺と福山市役所加茂支所周辺のゴミ収集など、清掃活動に励みました。

家族レクリエーション

【地域交流委員会】

スポーツを通して部員や家族間での親睦を図ることを目的に、12月4日（日）、加茂小学校体育館にて雪合戦を開催しました。

多数ご参加いただき、ありがとうございました。



「ほく部長」のPR活動

【ほく部長PR委員会】

11月13日（日）に開催された加茂ふれあい文化祭に参加し、会場を盛り上げました。



今後も引き続き、地域の祭り等のイベントや学園祭へ参加し、北部地域の活性化や知名度のアップを目指していきます。

献血事業

【広島県商工会青年部連合会】

12月3日（土）、フジグラン神辺で開催された献血事業へ参加いたしました。

大変多くの方にご協力いただき、ありがとうございました。

女性部活動

女性部員加入促進事業

「知ってて安心マナー講座」を開催（12/2）

この事業は、平成25年度より開催しており、「筆ペン講座」「やさしい決算書の読み方」に続くもので、今年度は「知ってて安心マナー講座」と題して、「葬祭マナー」（講師：(有)深品葬祭岡田 泰明氏）、「テーブルマナー」（講師：L'ardoise 藤井 文雄氏）の2講座を行い、17名ご参加頂きました。



消防団員サポート事業登録店募集のご案内

当商工会では地域の安全・安心に貢献する消防団員の方々のサポートと会員事業所の活性化を目指した活動として、消防団サポート事業登録店を募集しております。

【登録資格】福山北商工会員限定です。業種・業態は問いません。

【サポート店の取り組み】

1. サポート店に新規でお申し込み頂いた事業所には、当商工会より、幟・卓上ミニ幟・ステッカーの3点セットをお渡し致しますので、事業所等に掲示してください。
2. 消防団員等が団員証を提示し、貴事業所を利用した際には、消防団員等に対しサービス提供をして頂きますが、サービスの内容は、貴事業所独自で決めて頂きます。
3. 毎月末日をサポート店の新規・変更に係る申請書の受付締切日とし、申し込み月の翌々月に福山市消防団並びに福山北商工会のホームページにサポート店名並びにそのサービス内容等を掲載いたします。

*詳細は当商工会事務局までご連絡下さい。(TEL：084-976-3111)

マル経融資制度のご案内

運転・設備資金にご活用ください

本会では、経営指導員の推薦による無担保・無保証人のマル経融資（経営改善貸付）を斡旋しています。この制度は、本会員であって小規模事業者の方が利用できるものです。お気軽に事務局へお問い合わせください。

《マル経融資（経営改善貸付）》

融資対象	以下のすべての条件を満たす方 ■ 従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）法人・個人事業主 ■ 商工会の経営・金融指導を受けて事業改善に取り組んでいる ■ 最近1年以上、同一商工会等地区内で事業を行っている ■ 商工業者であり、かつ日本政策金融公庫の非対象業種等でない ■ 税金（所得税、法人税、事業税、住民税）を完納している
融資限度額	2,000万円
融資期間	運転資金 7年以内（据置1年以内） 設備資金 10年以内（据置2年以内）
担保/保証人	無担保・無保証人（信用保証協会の保証も不要）
営業年数	当所管内で1年以上事業を行っていること
指導期間	原則 6か月以上 例外 ITを活用して財務内容の透明化が図られている場合 継続的に密度の濃い指導（濃密指導）が行われていた場合
金利	1.16%（平成28年12月10日現在）
資金使途	【運転資金】仕入資金、掛金・手形決済資金、給与等諸経費の支払い 【設備資金】店舗・工場改装、営業車両購入、機械設備・什器の購入

《必要書類》

法人の方	個人事業主の方
■ 前期・前々期の決算書及び確定申告書 ■ 決算後6か月以上経過の場合は、最近の残高試算表 ■ 法人税・事業税・法人市県民税の領収書または納税証明書 ■ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ■ 見積書・カタログ等 （設備資金の申込みの場合）	■ 前期・前々期の決算書（または収支内訳書）及び確定申告書 ■ 所得税・事業税・住民税の領収書または納税証明書 ■ 見積書・カタログ等 （設備資金の申込みの場合）

*上記の他にも、必要に応じて追加書類のご提出を求める場合があります。

商工貯蓄共済にご加入いただいている方へ

商工貯蓄共済にご加入いただいている方の特典に『健康診断等助成金制度』があります。

【健康診断等助成金制度】

- 対象者：1口以上の商工貯蓄共済契約がある満30歳以上の加入者（その家族（同居有無は問いません）を含む）及び被保険者
- 内 容：1契約者につき年度内2名まで検診費用の半額（加入口数により最高15,000円まで）
- 加入口数3口まで 5,000円又は検診費用の半額のいずれか低い額
- 加入口数5口まで 10,000円又は検診費用の半額のいずれか低い額
- 加入口数6口以上 15,000円又は検診費用の半額のいずれか低い額

検診・費用支払後、領収書（写）と契約者印を商工会へご持参いただければ手続きはすべて商工会にて行ないますので、どうぞご利用下さい。

加入者の皆さま
特典をお見逃しなく！



小規模企業共済のご案内

節税しながら現役引退後の生活資金の確保に最適な共済制度

小規模企業の個人事業主が事業を廃止した場合や会社等の役員が役員を退職した場合など、第一線を退いたときに、それまで積み立ててこられた掛金に応じた共済金をお受け取りになれる共済制度です。

《制度の紹介》

加入資格	常時使用する従業員が20人（商業とサービス業（宿泊業、娯楽業を除く）では5人）以下の個人事業主やその経営に携わる共同経営者、会社等の役員、一定規模以下の企業組合、協業組合、農事組合法人の役員の方です。 ＊共同経営者とは、事業主と共に経営に携わっている方で、次の①②を共に満たす方となります。 ①事業の経営において重要な意思決定をしている、または事業に必要な資金を負担している ②事業の執行に対する報酬を受けている
掛金	掛金月額は、1,000円から7万円までの範囲（500円刻み）で自由に選べます。 掛金は税法上、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象となる所得から控除されます。
共済金 (解約手当金)	個人事業を廃業したり、会社等の役員を退任した場合などに、事由に応じて共済金（解約手当金）が支払われます。 ＊事由発生時点で、掛金納付月数が6か月未満の場合、掛け捨てとなります。 ＊解約手当金は、240か月未満の場合、掛金合計額を下回りますので、事由発生時まで掛金月額を下げてでも続けられることをお勧めします。 ＊65歳以上で、180か月以上掛金を納付した方は、請求ごとにより受給権を得ます（老齢給付）。
税法上の取扱い	共済金の受け取りには、「一括」「分割（10年・15年）」「一括と分割の併用」のいずれかをお選びいただけます。 「一括」…退職所得扱い 「分割」…公的年金等の雑所得扱い 「解約手当金」…65歳未満の任意解約及び掛金滞納による強制解約は一時所得扱い ＊退職所得扱いは分離課税につき申告不要、その他は確定申告が必要です。
契約者貸付制度	共済契約者は、払い込んだ掛金合計額の範囲内で、事業資金などの貸付け（担保・保証人不要）が受けられます。 《貸付けの種類》 一般貸付、傷病災害時貸付、創業転業時・新規事業展開等貸付 福祉対応貸付、緊急経営安定貸付、事業承継貸付

経営者の退職金 小規模企業共済制度は
退職後のゆとりある生活を
応援する安心の共済制度です。

全国で約120万人
の経営者が加入

掛金は**全額所得控除**

無理のない掛金
月額1,000円～70,000円

お問い合わせ・お手続きは。。

福山北商工会 までお気軽にご連絡ください

～★お問い合わせ先★～

本所：976-3111

支所：972-3008

経営セーフティ共済のご案内

連鎖倒産から中小企業を守ります

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）は、取引先事業者の倒産の影響を受けて、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防止するための共済制度です。

《制度の紹介》

加入資格	1年以上継続して事業を行っている中小企業者で条件に該当する方
掛金	掛金月額は、5,000円から20万円までの範囲（5,000円刻み）で自由に選べ、掛金総額が800万円になるまで積み立てられます。掛金は税法上、法人の場合は損金、個人の場合は必要経費に算入できます。
共済金	加入後6ヶ月以上が経過して、取引先事業者の倒産によって売掛金債権等が回収困難となった場合に、最高8,000万円の共済金の貸付けが受けられます。 〈貸付条件〉 「無担保・無保証人」「無利子」です。 ただし、共済金の貸付けを受けると貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
一時貸付金	取引先事業者の倒産の事態が発生していなくても、解約手当金の範囲内で臨時に必要な事業資金の貸付けが受けられます。
解約手当金	共済契約者は任意に解約することができます。12ヶ月未満の場合は掛け捨てとなります。12ヶ月以上納付された方には月数に応じて解約手当金が75～100%支給されます。 解約手当金は税法上、益金（法人）または事業所得の雑収入（個人）に算入されます。

中小企業退職金共済のご案内

国がつくった従業員の退職金制度です

《制度の紹介》

制度の仕組み	①事業主が機構・中退共と退職金共済契約を結びます。後日、従業員ごとの共済手帳を送付します。 ②毎月の掛金を金融機関に納付します。掛金は全額事業主負担です。 ③事業主は、従業員が退職したときに「退職金共済手帳（請求書）」を従業員に渡します。 ④従業員の請求に基づいて機構・中退共から退職金が直接支払われます。
加入資格	常時雇用する従業員数または資本金の額・出資の総額のいずれかが次の範囲内であれば加入できます。 個人企業の場合は、常時雇用する従業員数によります。
掛金	掛金月額は5千円～3万円（16種類）の種類から選択でき、従業員ごとに選択した掛金月額は加入後いつでも増額できます。減額の場合は一定の要件のもとで変更可能です。 また、掛金は法人企業の場合は損金として、個人企業の場合は必要経費として全額非課税となります。
加入従業員	従業員は原則として全員加入させてください。 同居の親族のみを雇用する事業所の従業員も加入できます。 *事業主と生計を一にする同居の親族のみを雇用する事業所の従業員の加入もできます。 *詳細は共済事業本部 03-6907-1234 までお問い合わせください。
国の掛金助成	初めて中退共制度に加入する事業主及び掛金月額を増額する事業主に掛金の一部を国が助成します。 *同居親族のみを雇用する事業主は対象外

雇用保険の適用拡大等について

～平成 29 年 1 月 1 日より、65 歳以上の方も雇用保険の適用対象となります～

平成 29 年 1 月 1 日以降、現行は雇用保険の適用除外となっている 65 歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用対象となります

- 平成 29 年 1 月 1 日以降に新たに 65 歳以上の労働者を雇用した場合
⇒雇用保険の適用要件（※2）に該当する場合は、事業所管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」を提出（※3）する必要があります。
- 平成 28 年 12 月末までに 65 歳以上の労働者を雇用し、平成 29 年 1 月 1 日以降も継続して雇用している場合
⇒雇用保険の適用要件（※2）に該当する場合は、平成 29 年 1 月 1 日より雇用保険の適用対象となります。
事業所管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」を提出する必要があります。
- 平成 28 年 12 月末時点で高年齢継続被保険者（※1）である労働者を平成 29 年 1 月 1 日以降も継続して雇用している場合
⇒ハローワークへの届け出は不要です。自動的に高年齢被保険者に被保険者区分が変更されます。

（※1）65 歳に達した日の前日から引き続いて 65 歳に達した日以後の日において雇用されている被保険者。

（※2）1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であり、31 日以上雇用見込みがあること。

（※3）被保険者となった日の属する月の翌月 10 日までに提出。

～平成 29 年 1 月 1 日より、65 歳以上の被保険者も各給付金の対象となります～

平成 29 年 1 月 1 日以降、65 歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用対象となるため、高年齢被保険者として離職した場合、受給要件を満たすごとに、高年齢求職者給付金が支給（年金と併給可）されます。

また、育児休業や介護休業を新たに開始する場合も、要件を満たせば育児休業給付金、介護休業給付金の支給対象となります。

広島県特定(産業別)最低賃金額の改定

改定されたのは、製鉄業等 8 業種の特定最低賃金で、平成 28 年 12 月 31 日から発効します。

特定（産業別）最低賃金が適用される業種	最低賃金額（時間額）	発効年月日
製鉄業等	9 0 1 円	H28. 12. 31
金属製品製造業	8 6 3 円	
はん用機械器具等製造業	8 7 0 円	
電子部品等製造業	8 3 1 円	
自動車・同付属品製造業	8 5 0 円	
船舶等製造業	8 9 3 円	
各種商品小売業	8 2 1 円	
自動車小売業	8 4 8 円	

**必ずチェック
最低賃金！**
使用者も、労働者も。



新規会員の紹介(加入順)

(期間：平成 28 年 10 月 1 日から平成 28 年 12 月 15 日)

事業所名	代表者名	地区	事業所住所	業種
社労士事務所 瀬戸内人事労務	廣瀬 伸示	地区外	福山市木之庄町三丁目 10-41-3	社労士
川原畳店	川原 正資	中島	福山市駅家町中島 568-2	畳製造
(株)サトウ製作所	佐藤 好子	地区外	福山市神辺町十九軒屋 38-1	プラスチック 成型品製造
(株)すてっち	光成 純子	万中	福山市駅家町万能倉 1332-10	縫製加工
(株)サン・クリエイト・ ジャパン	児玉 祐宏	近田	福山市駅家町近田 375-1	太陽光発電販売
戸田設備	戸田 達大	法成寺	福山市駅家町法成寺 186-1	建設
愛工業	平迫 欣也	倉光	福山市駅家町倉光 613-3	外装工事

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入



平成 28 年分以降 の確定申告書等の提出の際には、
マイナンバーの記載 + 本人確認書類の提示又は写しの添付 が必要です。

本人確認書類

◆ マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

◆ マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号 確 認 書 類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

- 通知カード
 - 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限ります。)
- などのうちいずれか1つ



身 元 確 認 書 類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード

などのうちいずれか1つ※

※ 法定調書の作成などを行う事業者に対してマイナンバーを提供する必要がある場合に、写真表示のない身元確認書類の提示又は写しの提出をするときには2種類以上が必要です。

商工会費口座振替制度の導入について(お願い)

会費の集金をお願いしている地区総代の皆様の負担軽減と事務処理の合理化を目的に、商工会費納入について口座振替を利用していただきますようお願いいたします。

詳しくは商工会事務局へお問い合わせください。

本所
〒720-1132 福山市駅家町倉光 417
Tel 084-976-3111
Fax 084-976-3211

支所
〒720-2418 福山市加茂町中野 1-3-2
Tel 084-972-3008
Fax 084-972-4270

福山北商工会は地域を育む
皆さまのパートナーとして活躍しています。



福山北商工会